

個人住民税(市・県民税)特別徴収事務の手続き

●特別徴収とは

給与支払者(事業者)が、所得税の源泉徴収と同様に、毎月の従業員等の給与から住民税を差し引いて、市町村に納入いただく制度のことです。

●特別徴収義務者の指定

地方税法第41条、第321条の4および第328条の5第1項の規定により、所得税の源泉徴収義務がある事業者は、特別徴収義務者として指定させていただきます。これにより、パート・アルバイト、専従者、役員を含むすべての従業員等の住民税を特別徴収していただくこととなります。給料日の間隔が1月を超える、または給与から住民税が引ききれないなどの特別な理由がない限り、普通徴収は認められません。また、事業主や従業員等の意思による特別徴収方法の選択はできません。

※奈良県全体として、平成25年度課税から段階的に個人住民税の特別徴収義務の履行を徹底していきます。

●給与支払報告書の提出

毎年1月1日現在において給与の支払いをする者で、給与所得に係る所得税の源泉徴収をする義務のある者は、1月31日までに総務省令で定める給与支払報告書を、給与の支払いを受けている人の1月1日現在の住所所在地の市町村長に提出しなければならないことになっています。個人で確定申告をする予定の方やパート・アルバイト等の就業形態にかかわらず、提出する必要があります。また、年の途中で退職した人についても提出してください。年間の給与の総支払額が30万円以下の場合には必ずしも提出しなければならないものではありませんが、葛城市ではそういった方でも公正な観点から所得を把握するためできるだけ提出をお願いします。

※提出の際には、必ず総括表を添付して下さい。

※eLTAX(エルタックス：電子申告)での受付も行っています。

[eLTAXに関するお問い合わせ先] 地方ポータルシステム ヘルプデスク

TEL0570-081-459 <http://www.eltax.jp>

●特別徴収税額決定通知書の送付

住民税特別徴収の徴収期間は、6月から翌年5月までの12ヵ月です。毎年5月中に特別徴収義務者あてに特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用・納税義務者用)を送付いたします。この際に年間の住民税額と月割額をお知らせしますので、6月の給与から天引きを開始するための準備をしていただきます。

●納期と納入方法

6月から翌年5月まで各月に支払われる給与から徴収し、とりまとめて納入してください。納期限は、各月とも翌月10日までとなっています(この日が休日の場合は、その翌営業日となります。)

●納期の特例(年2回)

特別徴収税額の納入の原則は12回の毎月納入を基本としていますが、申請をすることにより、年2回の納入となる特例をご利用いただけます。

※受給者が常時10人未満の事業所で市町村の承認を受けた場合には、6月から11月までおよび12月から翌年5月までの各期間(当該各期間のうちその承認を受けた日の

属する期間についてはその日の属する月から当該期間の最終月までの期間)に当該事業所において支払った給与について徴収した給与所得に係る特別徴収額を各期間の最終月(11月、5月)の翌月10日までに納入することができます。(当市において徴収金の滞納があり、納入に支障が生ずる恐れがあると認められる場合は、申請が却下されることがあります。)申請を希望される場合は、葛城市役所税務課まで連絡をお願いします。

●税額の変更通知

個人住民税は前年の所得に対して計算しますので、税額が変わることは基本的にありません。しかし、納税義務者が期限後に確定申告(または住民税申告)をされた場合や、給与支払報告書に訂正があった場合、また所得や控除内容の調査結果によって税額が変わる場合があります。このように通知済みの特別徴収税額に変更が生じた場合は、特別徴収税額変更通知書を送付しますので、通知された変更月から徴収金額を変更していただくこととなります。納入された税額に過不足があった場合には差額について確認のご連絡をいたします。また変更の結果、過納となる場合には、納めていただいた税額を還付させていただきます。(基本的に還付は納税義務者本人となります。)

●退職・休職者の徴収方法

・6月1日から12月31日までに退職等をした場合

特別徴収できなくなった残りの税額は、普通徴収へ切替えとなり個人に納付していただきます。利便性と納税の円滑化を考慮し、納税義務者の申出または了解を得て、退職時に支払いをする給与または退職手当等から一括徴収していただくこともできます。

・翌年1月1日から4月30日までに退職等をした場合

地方税法第321条の5第2項により、特別徴収できなくなる税額は、本人の申出がなくても、5月31日までの間に支払いをする給与または退職手当等から一括徴収することとなっています。(一括徴収すべき金額が退職手当等の金額を超える場合はこの限りではありません)

※5月退職の場合も、最終月分として特別徴収により納入していただきます。

●異動届などの提出

退職・休職および転勤等による異動があった場合は、その事由が発生した日の属する月の翌月10日までに市町村に異動届を提出しなければなりません(地方税法施行規則第9条の5)。異動届の提出が遅れると、退職者・休職者および転勤者等の税額が特別徴収義務者の滞納額となったり、税額変更や普通徴収への切替え処理が遅れる結果、納税義務者に対して一度に多額の住民税の納付義務を負わせてしまう恐れがありますので、ご注意ください。

●退職所得(退職手当)に係る住民税の特別徴収

退職所得に対する個人の住民税については、退職手当等が支払われる際に支払者が税額を計算し、退職手当等の支払金額からその住民税額を差し引いて納入することとなっています。このように他の所得と区分して課税される退職所得に対する個人の住民税を「分離課税に係る所得割」といいます。納入すべき市町村は、退職手当等の支払いを受けるべき日(通常は退職日)の属する年の1月1日現在における住所が所在する市町村です。

Q&A

Q 今まで特別徴収をしなくても良かったのに、何が変わったのですか。

A 地方税法の規定により、各市町村は原則として所得税の源泉徴収義務者である事業者を個人住民税の特別徴収義務者として指定することが定められています。法令改正等によるものではなく、今までもこの要件に該当する事業者について特別徴収していただく必要がありました。

Q パートであり、近いうちに退職する予定の従業員でも特別徴収しなければなりませんか。

A パートや非常勤職員であることに関わらず、所得税の源泉徴収義務があり4月1日現在、在職されている人はすべて特別徴収の対象となります。しかし、近いうちに退職する予定がある人は、はじめから普通徴収にすることができますので、総括表に記載してください。

Q 特別徴収することによって納税義務者の負担はどうなりますか。

A 普通徴収の納期は通常年4回であるのに対し、特別徴収は年12回なので1回あたり納税額の負担が少なくなります。また、納期ごとに納税義務者が金融機関等に出向いて納税する手間が省け、納め忘れの心配がなくなるなど、利便性が向上します。

Q 特別徴収を放棄した場合、または滞納した場合はどうなるのですか。

A 特別徴収として指定された事業者が、従業員から徴収すべき税額を放棄または滞納した場合は、特別徴収義務者に対して督促状が発送されます。なお、督促状が届いても納入されない場合は、事業者に対して滞納処分を行うこととなりますので、納税期限までに必ず納めてください。また、事業者として滞納がある場合、従業員が納税証明を取得できないなどの不利益を被ることがあります。

Q 事業不振のため、特別徴収した個人住民税を納税期限内に納税できないのですがどうしたらよいですか。

A 事業者が特別徴収した徴収金は、従業者からの預かり金であり、事業資金ではありませんので、このような場合にも必ず納入してください。

Q 平成26年度から特別徴収をする予定の者が退職した場合はどのような手続きが必要ですか。

A 退職・休職などで特別徴収から普通徴収に切り替える場合は「給与所得者異動届出書」の提出をお願いします(法律により提出の期限は4月15日と定められております)。このご提出がないと、当市は該当の方を特別徴収対象者として把握しているため5月の税額決定通知に退職者等を記載したまま給与支払者へお送りしてしまうことになり、該当の方へ自分で納めていただく納税通知書をお送りするのが遅れてしまいます。なお、特別徴収の途中で退職される場合は、その都度異動届出書を提出してください。切り替え処理の手続きができ次第、変更通知書をお送りします。

Q 退職した従業員のその後の徴収方法はどのようにすればよいのですか？

A 退職した日が、その年の6月1日から12月31日までの場合は、本人から一括徴収の申し出があれば、残額を全て徴収し納入してください。それ以外の場合は普通徴収(個人納付)に切り替えとなります。また、退職した日が、翌年の1月1日から4月30日までの場合は、残額を一括徴収してください。なお休職の場合も同様となります。

Q 従業員は家族だけなので特別徴収はしなくてもいいですか？

A 「所得税の源泉徴収義務がないのは常時2人以下の家事使用人のみに給与を支払う給与支払者のみ」であるため、これに当たらない場合は例え家族のみでも特別徴収を行う義務があります。経営の規模にかかわらず、特別徴収は法律によって定められた給与支払者の社会的義務です。

Q 本人の希望で普通徴収にできますか？

A 選択制ではありませんので、給与支払いを受けている方は特別徴収により納税することが基本です。

特別徴収をしなくてもよいのは、

- ① 支給期間が1ヶ月を超える期間により定められている給与のみの支払いを受ける者(年棒制など)
- ② 外国航路を航行する船舶に乗り組む船員で不定期に給与の支払いを受ける者と定められています。

Q 会社名が変わりましたが、どのような手続きが必要ですか？

A 「所在地・名称等変更届出書」を提出してください。また、所在地が変わった場合も、こちらの届出書を提出してください。

Q 公的年金所得が含まれていないようですが？

A 65歳以上で公的年金を受給している方は、公的年金の所得にかかる市県民税額のみ年金からの特別徴収(天引き)となり、それ以外の所得については給与からの特別徴収が優先されます。

なお、65歳未満で公的年金を受給している方は、給与からの特別徴収に含めることができます。また、申し出により公的年金の所得にかかる市県民税額のみを普通徴収(個人納付)にすることもできます。

Q 5月の税額通知以降、毎月の税額が変わることはないですか？

A 個人住民税は前年の所得に対して計算しますので、税額が変わることは基本的にありません。しかし、従業員の方が確定申告のやり直しをされた場合や、扶養親族の前年の所得が38万円を超えていることが後から判明し、再計算の結果、税額が変わる場合もあります。このような場合は、天引きが済んでいない残りの月で税額調整した変更通知書をお送りするとともに、過納となる場合は納めていただいた税額の還付について、後日ご連絡させていただきます。

Q 間違った税額で納めたり、納めるのを忘れてしまった場合は？

A 納入いただいた税額に過不足があった場合は、差額について確認のご連絡をいたします。納期が過ぎて納入された場合、納入する税額と納期限から経過した日数によっては延滞金がかかってしまうことがあります。収納担当より給与支払者へ督促状や催告書等で納入漏れのないようご連絡をいたしますが、従業員から集めた税金を納めずにいることは、脱税とみなされ懲役や罰則を科されることもある重大な法律違反に当たります。所得税の源泉徴収と同様に、給与支払日の翌月10日が納期限となっておりますので納め忘れのないようお願いいたします。